

多摩区役所寄附受納に関する事務取扱要綱

(24 川多総第 157 号 平成 24 年 5 月 1 日付 区長専決)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、多摩区役所が所掌する事務（指定管理者制度を導入している施設に関する事務を含む。）に対して、市民（企業その他の団体を含む。）から寄せられる寄附受納について、必要な事項を定める。

(受納の決定)

第 2 条 受納の決定は、川崎市区役所等事務決裁規程（昭和 47 年川崎市訓令第 4 号）の定めるところによる。

(受納書)

第 3 条 寄附を受納した場合は、寄附受納書（第 1 号様式）を寄附者に交付することができる。

(寄附者への謝意)

第 4 条 寄附者への謝意については、区長名の礼状（第 2 号様式）をもって行することができる。

2 次に掲げる場合においては、感謝状（第 3 号様式）を贈呈することができる。

(1) 1 回に金額が 100,000 円以上又は物品の合計が 100,000 円以上の寄附のとき

(2) 数次にわたる寄附の合計額が 100,000 円以上又は物品の合計価格が 100,000 円以上の寄附のとき

(3) その他、区長が特に必要と認めたとき

3 礼状及び感謝状はその都度贈呈することができる。なお、感謝状は、必要に応じて区長から贈呈できるものとする。

(報告)

第 5 条 受納後の処理経過、結果等について、寄附受納報告書（第 4 号様式）を区長へ提出する。

(受納金品の管理)

第 6 条 受納した金品の管理は、川崎市金銭会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 31 号）及び川崎市物品会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 32 号）に基づき行うものとする。

(事務)

第7条 受納に関わる事務は、寄附の申入れのあった事務を所掌する課等が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、受納に関し必要な事項は、多摩区長が定める。

附則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。